

地域密着型介護老人福祉施設・山の木 料金表

介護保険制度による利用料								
要介護度	利用者負担限度額認定	基本単位	自己負担額			1日利用料合計	月額合計(円)	
			利用料	食費	居住費		(30日)	(31日)
要介護1	第1段階	669	685	300	820	1,805	54,150	55,955
	第2段階			390	820	1,895	56,850	58,745
	第3段階			650	1,640	2,975	89,250	92,225
	第4段階			1,380	1,970	4,035	121,050	125,085
要介護2	第1段階	740	757	300	820	1,877	56,310	58,187
	第2段階			390	820	1,967	59,010	60,977
	第3段階			650	1,640	3,047	91,410	94,457
	第4段階			1,380	1,970	4,107	123,210	127,317
要介護3	第1段階	810	829	300	820	1,949	58,470	60,419
	第2段階			390	820	2,039	61,170	63,209
	第3段階			650	1,640	3,119	93,570	96,689
	第4段階			1,380	1,970	4,179	125,370	129,549
要介護4	第1段階	881	902	300	820	2,022	60,660	62,682
	第2段階			390	820	2,112	63,360	65,472
	第3段階			650	1,640	3,192	95,760	98,952
	第4段階			1,380	1,970	4,252	127,560	131,812
要介護5	第1段階	941	963	300	820	2,083	62,490	64,573
	第2段階			390	820	2,173	65,190	67,363
	第3段階			650	1,640	3,253	97,590	100,843
	第4段階			1,380	1,970	4,313	129,390	133,703

注) 利用料金等につきましては、施設の体制及び制度改正等にて変更となる場合がございます。

全利用者に加算	
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	
47	

(単位:円)

該当者に加算			
外泊・入院時加算 (6日間を限度として)※1	初期加算 (入所後30日間)※2	栄養マネジメント加算※3	療養食加算
252	31	15	24

(単位:円)

※1. 入居期間中に入院、または自宅等に外泊した場合の加算(6日間を限度)

※2. 入居後30日間及び1ヶ月以上入院し退院後30日間の加算

※3. 栄養状態のアセスメントを行い、栄養ケア計画を作成、実施する場合

※ その他利用者の状況・状態に応じて負担いただく場合がございます。

その他の利用料(施設側で設定)	
散髪1回	事務代行 1日あたり
1,000	50

(単位:円)

① 利用者負担限度額減免制度について

低所得者については滞在費・食費の負担額上限が設けられています。

対象者	利用者負担段階	滞在費	食費
生活保護受給者			
世帯 税全 非員 課が 税市 者町 村 民	第1段階	820	300
	第2段階	820	390
	第3段階	1,640	650
上記以外の方	第4段階	1,970	1,380

② 食費について

食費の内訳は朝食:300円、昼食:500円、夕食:580円になります。食事された分のみの請求となります。但し、利用者負担減免認定を受けている方は上記の表に記載している負担限度額を越える金額の請求はございません。越えた金額に関しては補正給付として施設へ支払われます。

③ 原爆手帳をお持ちの方

介護保険サービス利用料1割負担額は利用者負担はありません。但し、食費・滞在費のご請求をさせていただきます。